

新実祥悟議員 前のお二人の方がさくさくと質問されましたので、私もさくさくと質問させていただきます。議長の許可をいただきましたので、通告の順に従いまして行わせていただきます。お願いいたします。

まず、大きい1番として、指定管理者選定についてお尋ねいたします。

まず、(1)ことしの選定施設についてでございますが、この施設、幾つあるかお尋ねします。

井澤勝明総務部長 指定管理者につきまして、今回選定となります施設は行政課が所管をします南部市民センター、長寿課が所管します養護老人ホーム、文化スポーツ課が所管します蒲郡市民会館と蒲郡文化広場の4施設でございます。

新実祥悟議員 4施設ということで、私もホームページのほうを少し見させていただきました。例年どおりかなというような印象を持ったのですが、中を少し読んでいくと、募集要項が少し変わっているような印象を持ったのですが、募集要項の変更点と、またその変更した理由についてお尋ねします。

井澤勝明総務部長 南部市民センターにつきましては、今年度から市民センターが市内1カ所となりましたため、昨年度の前回の選定時の蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第3項に基づきます任意の指定、すなわち公募によらない選定から、今回は同条例第3条第1項に基づきます市内公募に変更をいたしております。

養護老人ホームにつきましては、今後、民設民営に移行することを現在検討しておりますために、平成 22 年度の前回選定時に3年でありました指定期間を今回は1年に変更いたしております。

蒲郡市民会館につきましては、長期間の指定管理のほうが指定管理料が安くなることを理由に、平成 22 年度の前回選定時に3年でありました指定期間を今回は5年に変更いたしております。

蒲郡文化広場につきましては、平成 20 年度の前回選定時の募集要項と募集方法等の大きな変更はございません。

最後に細かい部分での変更点でございますが、各施設共通で、今年度から市外の団体等の正確な情報を把握するために過去3年間で指定管理者に指定されました自治体から指定もしくは候補者の取り消しを受けた、または損害賠償請求をされたことがあるものにつきましては、申請時にその旨を報告する書類の提出を義務づけることといたしております。

また、選定業者の不祥事によります市の損害を防ぐために、指定管理者の指定を受けた団体等と締結する協定書におきまして、指定の取り消し等により蒲郡市に損害

が生じた場合の補償を団体等とは別に代表者個人にも求めることができるとする規定を募集要項に盛り込んでございます。

新実祥悟議員 まず南部市民センターについては、他の市民センターが廃止されていく中で1施設しかないという状況であるということを踏まえて、指定管理者を地域だけではなくて市内全体から公募したと、そのように伺っております。それはそれで受け入れられることかなというように思います。

5年にした市民会館については、やはり自主事業を行うに当たって、3年では「手を挙げました。計画します。やりました。終わりました」というような形になってしまうと非常に事業をやりにくいという話もこれまでもありました。それを5年にされたということは、これはいい方向なのかなというように思っております。わかりました。

それで、(3)としまして選定に係る留意点についてですが、応募団体の事前審査をしているかどうか。これは要するに選定委員会で皆さんで決めていくというように理解しているのですが、その選定委員会の審査にかかる前にこういった審査をしているか、あるいはしていないか伺います。

井澤勝明総務部長 指定管理者の選定に先立ちまして、各応募団体から提出されました申請書類を市内の公認会計士の方に依頼し、団体の経営状況等を点検していただいております。

また、市が行います事務及び事業から暴力団を排除するために、応募団体の役員名簿をもとに団体の役員に暴力団員に該当する者がいないかどうかについて警察に照会をいたしております。

新実祥悟議員 選定委員の役に踏み込むということではなくて、事前に団体の内容について調べる、そういうことで理解させていただきます。

では、選定に当たっての留意事項なのですが、こういった点を留意されているか、お尋ねします。

井澤勝明総務部長 選定に当たりましての留意事項としましては、各選定委員が各団体から提出されました事業計画書の内容を正確に把握し、いずれの申請団体の計画が選定施設の目的及び性質に合っているか、周辺の地域の実情に合っているか、一層の市民サービスが期待できるか、これらをしっかりと見極めることが重要だと考えております。特に市民会館のように広く公募する施設につきましては、指定管理施設ごとにそれぞれに必要な採点の項目を整理し、項目ごとに採点基準を設けて、厳格に採点をいたしております。各選定委員には採点基準、募集要項と各団体の申

請書類を前もってお渡しし、審査当日の採点に臨んでいただいているところでございます。

新実祥悟議員 なぜこれを改めて聞いたかという、実は近隣の市で公募してきた団体の組織の中身が、組織形成について一般の普通に考える団体ではなく、組合機構をとっていたようなところもあるということで、その組織機構についての認識が少ないまま指定管理者になってしまった。なった後、少し問題が出たというようなお話があったのです。問題が出たといっても、実際その組合機構の方が悪いというわけではなくて、皆さん知らなかったということで、結果として、どういうことですかということになってしまったということなのです。

もし、そういった何か特殊な情報をつかんでいたら、ぜひ、その前にしっかりと選定委員会のほうにお知らせしていただきたいなというように思うのです。選定の判断基準というのはそれぞれの方がお持ちですが、情報のないままだと混乱するようなことも起こってくるということですので、その点、今回この質問で取り上げさせていただきました。

では、次の(4)、指定管理者の自主事業についてお尋ねします。

最初に公の施設で指定管理者が営利事業を行うことは妥当かどうか、お尋ねします。

小笠原幸忠教育委員会事務長 指定管理制度では住民ニーズに対して効果的・効率的に対応するために民間事業者の有するノウハウを活用することを可能にするものでございまして、公の施設を通じて住民にサービスを提供するための手段でございます。公の施設の効率的な管理を実現する観点から、また指定管理者に企業努力をするインセンティブを与えるためにも、指定管理者が当該公の施設の管理を通しまして適正な利潤を上げることも想定されているものでございます。

以上でございます。

新実祥悟議員 妥当である。そういう判断だというように受けとめます。

では、今回、蒲郡市民会館の指定管理を選定するに当たって、レストランの運営を指定管理者の募集の中に含めたようなのですが、その理由についてお尋ねします。

小笠原幸忠教育委員会事務長 このレストラン部分につきましては、現在、レストラン東海に対しまして行政財産目的外使用許可を与えまして、使用料を払っていただき場所を提供しているという状況でございます。しかしながら、来年度以降につきましては、このレストラン東海につきまして存続の意思がないと、撤退をするということでございます。市民サービスの一環といえますか、以降についても利用者の利便を図るた

めに、今回の募集におきましては、指定管理者の自主事業として喫茶や食事等を提供する場を運営していただくというような内容に変えさせていただいたものでございます。

以上です。

新実祥悟議員 レストラン東海がやめてしまうこともあってということですが、その場合、今回、指定管理者が受けていくということのようですが、指定管理者から委託してもいいのか、あるいは直営でもいいのか、その辺はどうなのでしょう。

小笠原幸忠教育委員会事務長 レストラン運営につきましては、直営でも委託でもいずれの形でもよいということにいたしております。また、メニュー等のサービス内容ですとか規模につきましては、特に問わないという内容としております。ただ、運営に当たっては、使用面積に応じた行政財産目的外使用料につきましてはお支払いいただくというような形で考えております。

以上です。

新実祥悟議員 レストラン運営で得られた利益をもって行政財産目的外使用料を払っていただくということですね。

私が少し腑に落ちないと思ったのは、指定管理料をいただいている、そこから出すのかというように思ってしまったものですから質問させていただいたわけなのですが、そうではないということが今わかりましたので、了解いたします。

では、次に選定の日程について、今後どういうスケジュールか、お尋ねいたします。

井澤勝明総務部長 今年度は第1回の選定委員会を9月12日に、第2回を10月1日、第3回を10月3日に予定してございます。ここまでの3回の選定委員会で指定管理者の候補者を選定していただき、その後、市議会12月定例会に指定管理者の指定の議案を上程し、議決をいただいて指定をするという手順を予定してございます。

新実祥悟議員 ありがとうございます。時間がありましたら私も傍聴に行かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。では、この件につきましては以上とさせていただきます。

次に大きい2番、障害者雇用についてお尋ねいたします。

(1)法定雇用率についてでございます。ことしの平成25年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が引き上げられました。その概要について、まず御説明ください。

鈴木富次市民福祉部長 新実議員御指摘の平成 25 年 4 月から適用されます障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて法定雇用率が引き上げられたということであり、この法定雇用率は民間企業については現行の 1.8%が 2%に、それから教育委員会については現行の 2.0%が 2.2%に、それから、国、地方公共団体につきましては 2.1%が 2.3%にそれぞれ引き上げられました。これは障害者の雇用の促進等に関する法律において、事業主に対して雇用する労働者の占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけたものであります。

また、この法律で法定雇用率は「労働者の総数に占める障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも 5 年ごとにこの割合の推移を考慮して政令で定めるとされており、その規定に基づくものであります。

それと、今回の法改正でいわゆる今までの身体障害者、知的障害者に加えて精神障害者、こちらのほうの雇用が義務化されました。ただ、こちらは少し時間がかかるということもあって、完全施行は 10 年後。それから、障害者の差別を禁止、それから合理的配慮の義務化などについては 5 年後という形のもものが示されており、

以上です。

新実祥悟議員 精神の方のお話は後で聞こうかなと思っておりましたが、ありがとうございます。

障害者自立支援法というのができまして、それも少しずつ改正されていくと、そういう中でこういった法定雇用率です。自立ということは仕事をしていただいて、お金を稼いでいただくということが基本になっていると思うのです。それに対して、この蒲郡市役所としてもどう力添えができるかということが注目されるわけですが、そこで(2)として市役所の雇用状況についてお尋ねするのですが、自治体も引き上げになったということです。そこで、現在の蒲郡市の雇用状況についてお尋ねします。

大原義文企画部長 障害者雇用制度について、今、説明がありましたとおり、事業主に対しましてその雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者の割合が地方公共団体では今年度より 2.3%以上になるように義務づけられました。この法定雇用率から算定しました障害者の必要数は 21 人となります。しかし、平成 25 年 6 月 1 日現在で蒲郡市の雇用者数は 20 人であり、1 名足りないという状況にあります。

以上でございます。

新実祥悟議員 残念ながら 1 名足りないというように伺いましたが、民間の場合は法定雇用率に達しない場合は障害者雇用納付金、いわゆるペナルティーがあります。簡単に説明すると未達成 1 人あたりに月 5 万円を国のほうに納付しなければいけないのです。ですが、市についてはこういったペナルティーというのはあるのでしょうか。

大原義文企画部長 障害者雇用納付金制度につきましては、一般的にはペナルティーと言われることもありますが、この制度は障害者の雇用には一定の経済的負担が伴うことから、障害者を雇用できない企業と雇用率以上の障害者を雇用している企業とのバランスをとるために納付金を財源として各種助成を行っているものであります。

国や地方公共団体につきましては、民間に比べて高い雇用率が設定され、率先して障害者を雇用することが義務づけられているため、この制度の対象にはなっておりません。

また、ペナルティーはありませんが、国、地方公共団体、民間に限らず法定雇用率未達成の場合、障害者採用計画を作成し、労働局に提出しなければなりません。さらに、採用計画の期間満了までに達成できないときは団体名が報道機関に対して公表されるということになっております。

以上です。

新実祥悟議員 ペナルティーとしてお金は払わなくてもいいけれども公表されるということで、非常に厳しい。こちらのほうが厳しいかと思えるわけなのです。法定雇用率ですので、重く受けとめてお考えいただいていると思います。

そこで、今年度から法定雇用率が引き上げになるに当たって、本市はどのような努力をしてきたか。あるいはまた、今後どのようなことをしていくか、これをお尋ねいたします。

大原義文企画部長 障害者の法定雇用率が引き上げになるに当たりまして、非常勤職員の採用について、これまでも身体障害者を対象とした別枠募集を行ってまいりました。平成 21 年度実施の試験まではその対象を 1 級または 2 級としていたものを、一昨年度実施の試験からは 4 級までにその条件を緩和し、昨年度の募集においてはさらに 6 級までその範囲を広げ、身体障害者手帳をお持ちの方で優秀な人材の確保に努めてまいりました。

そして、今年度の職員募集におきましては、初めて正規職員の募集で身体障害者枠を設けて募集をさせていただきましたが、残念ながら応募がございませんでした。現在、法定雇用率に達していないため、今年度中に再度追加募集をさせていただく予定であります。

以上です。

新実祥悟議員 募集するに当たってホームページに出されているとは思いますが、やはりそういった団体の方にきちんと通知とか、もう少し何らかのお知らせのほう

をしっかりしていただけると応募があるのかなというような気もしますので、その辺もよろしく願います。

ところで、先ほど市民福祉部長のほうから精神障害者の雇用についてのお話もあつたわけなのですが、蒲郡市はまだ雇用できていないということなのです。お尋ねしますが、今後、精神障害者ですとか、知的障害者の雇用についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

大原義文企画部長 知的障害者の方につきましては、平成 22 年度に正規職員として 1 名採用させていただいております。クリーンセンターに勤務していただいております。現在の状況としては他の職員がフォローしながら業務を行っていただいている状況でございます。現在の状況を考えますと、精神障害者及び知的障害者の雇用については、職場環境を整えた上でないと採用はなかなか難しいと考えておまして、今後慎重に検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

新実祥悟議員 ぜひ御検討いただきますようお願い申し上げます。もちろん単に検討だけではなく、インターン制をとってジョブコーチを入れてとか、いろいろな手順があると思いますが、そういった手順を踏まえながらお願いしたいと思っております。

では、障害者の雇用といいますと、働く場所がどうなのかということですが、そういったことを考えていかなければならないと思うのですが、(3)として市内事業所の雇用状況についてお尋ねいたします。

まず、特例子会社です。一般的に言う大企業の下にそういった障害者を雇用するための子会社というものの設置がある。例えばデンソー太陽株式会社とかがあるわけです。そうしたところが市内の中にもう 1 か所建てるとか、あるいはこの近隣でこういったところをつくる動きがあるとか、そういった情報はございますか。

鈴木富次市民福祉部長 特例子会社につきましては、障害者の雇用の促進及び安定を図るため事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立して、一定の要件を満たす場合には特例としてその子会社に雇用されている労働者を、いわゆる親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる仕組みと聞いております。

それで、新実議員の御指摘のとおり、市内には形原町にあるデンソー太陽株式会社、これ一つでございます。

近隣につきましては、そのような情報は聞いておりませんし、建てるのかということに対しては私的には少しお答えできないのかなと思っております。

以上です。

新実祥悟議員 特例子会社の動きというのは実際には中部電力株式会社ですとか、まだほかに大企業が持っているようですが、なかなか難しい点もあって、進んでいかないというようなお話も聞いております。

では、働く場所がなかなか得られないというときに、その人たちにいかに給料をあげるかということをやはり考えていかなければならないと思うのです。雇用促進に向けての法改正が国のほうであったわけなのですが、雇用促進に向けた優先買取制度というのが、これも同じようにことし4月から施行されたというように聞いているのですが、その状況について、蒲郡市の状況についてお尋ねします。

鈴木富次市民福祉部長 新実議員のおっしゃる雇用促進に向けた優先買取制度、これは愛知県では「障害者多数雇用企業等への物品等及び役務の優先発注制度」を設けております。残念ながら本市では今のところそのような制度はございません。

しかしながら、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、これは略称「障害者優先調達推進法」と申しますが、これがことしの4月1日から施行されたということです。この法律は障害者就労施設等の受注の機会を確保するための必要な事項を定めておりまして、障害者の就労施設や障害者を多数雇用している企業等からの調達を推進するために、国や地方自治体等が受注の機会を確保し、優先的に調達するよう必要な措置を講ずるということが定められており、地方公共団体においてもその調達方針、調達目標を定め、公表することで推進する。このように定められております。ですが、この法律はまだ施行されたばかりでありまして、東三河各市におきましては、今のところ、まだこのような方針は定められておりません。

今後、県のほうがこういった形のものを具体的に示す中で、他市の状況を見ながら蒲郡市としても方針を作成してまいりたい、このように考えております。

以上です。

新実祥悟議員 愛知県はもちろん今、動きつつあるということ。それから、名古屋市ですとか政令指定都市、あるいは中核市のほうも情報が早くに入っておりまして、同時に準備にかかっているという情報もあります。蒲郡市も県と歩調を合わすような形でこの辺をお考えいただければありがたいと思います。

これで雇用のほうをどのようにしてもっていくかということなのです。これまでは大企業が雇用をしたら何か助成制度を出しますというようなお話ばかりだったのです。今後はやはり考えていかなければならないと思うのは、本当にそういったところに入らない小さな事業所が善意で障害者の方を雇ってくださっているという場合があるというように認識しているわけなのですが、そういったところがハローワークを通さずに雇っているということもあるということです。そういう場合にはこのような事業所に助成制度というのはあるのかどうか。お尋ねいたします。

鈴木富次市民福祉部長 新実議員のおっしゃる障害者の就労状況でありますけれども、市はハローワークからいただく資料でその就労状況を把握していると、こういうことであります。したがって、ハローワークを通さない小規模事業所の障害者の就労状況については把握できておらず、また把握する方法もないというのが現状でございます。

それから、助成制度に関しましては、障害者雇用推進の観点から国や県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というのがございますが、こちらによる助成制度が各種設けられております。これらの制度も基本的にハローワークでの登録を必要としておりますので、事業所には極力ハローワークを通して障害者の雇用をしていただくようお願いしているところであります。

その他の助成制度といたしましては、障害者を雇用している事業所に対して、いわゆる法人税等の税制優遇制度がございます。新実議員のおっしゃる今回、法改正に伴って大企業から小規模事業所、いわゆる障害者の雇用率が上がってくるということでもありますので、そういった政策もこれから随時追いかけていくのかなと、このように考えております。

新実祥悟議員 例えば先ほど言った精神障害者の方は特に家族的な経営をされている事業所では受け入れてもらいやすいというような点もあるわけなのです。大企業の中だとジョブコーチをつけて3カ月やるだけで、あとは自分でやってくださいなどというような形になる。その結果として継続性がなくなってしまうということも事例として聞いております。そういう中で小規模事業所の事業者はどう助成できるか。そういったものもこれから考えていかなければというように私は思っております。そのようなことしか言えない状況ですが、また市のほうもアンテナを高くしていただき、私もまたそういう事例があったら、ハローワークを通すようにというように話を持っていきたいと思っております。

それで、(4)として市役所としての就労支援についてですが、市役所として現在何ができるか。あるいは現状何をやっているか。また、今後何を進めていく予定であるか。その辺をお尋ねします。

鈴木富次市民福祉部長 市内には障害者の就労支援施設といたしまして、形原町にある「愛知太陽の家」、それから、生きがいセンターの中にあります「オレンジホーム」、それから三谷町の「楽笑」、それから、浜町の「あじさい」、こういった四つの事業所がございます。障害者の就労支援につきましては、蒲郡市障害者自立支援協議会の専門部会として、就労ワーキング部会を設けております。これらの事業所やハローワーク等の関係機関に参加いただきまして、障害者の就労支援等について協議をしているところであります。

また、浜町の障がい者支援センター、こちらを中心に市内に四つの障害者相談支援事業所がございますので、こちらで障害者に対する相談業務を行い、制度の紹介や関係機関との連携等を図っているところであります。これまで市内で障害福祉サービスの種別として空白でございました就労移行支援事業、こちらにつきましても就労移行の就労支援事業所を来年度立ち上げるというようなお話も承っておりますので、こちらの事業につきましてもその事業者と連携を深めてまいりたいと思っております。

また、これらとは別に社会福祉法人の岩崎学園、これは豊橋でありますけれども、そちらに委託して障害者の就業相談や先ほどおっしゃった、いわゆる雇用後のジョブコーチと申しますか、そういった形のものの就業支援等も実施しておりまして、今後もこれらの取り組みも進めながら障害者の就労支援に努めてまいりたいと、このように思っております。

新実祥悟議員 同じことを繰り返してお尋ねすることになりますが、小規模事業所による善意の雇用に対する補助制度がないというお話だったのですが、こういったことが本当は一番大事なのかなというように思っています。こういった補助を市として国のほうに拡大していただくということを求めていただけないのかと思うのです。その点はいかがでしょうか。

鈴木富次市民福祉部長 この点につきましては先ほどお答えしたとおり、既存の助成制度ではハローワークの取り扱いを基本としており、ここを通していただきたいと、このように思っております。新実議員がおっしゃる小規模事業所におけるいわゆる善意の障害者雇用に対しましては、特にその事業者に限った補助制度といったものは現状はございません。市といたしましては、新たな補助制度の創設など、それから、補助の拡大に向けて、これは機会をとらえて国や県に求めてまいりたいと思っております。

以上です。

新実祥悟議員 ぜひよろしく申し上げます。今回、障害者雇用でお尋ねしたのは、まずは蒲郡市が障害者雇用を充足していないという点、これはぜひ充足するよう努力していただけますようお願いいたします。

それから、雇用促進に向けた優先買取制度、こちらも事業所等のためにというか、そうではなくて障害者のもっと働く人たちのためにということで、この雇用促進に向けた優先買取制度もしっかりと取り組んでいただきたいというのが2点目。

3点目としまして、国のほうに雇用に向けた補助の拡大、これをお願いしていただきたいと、この3点です。

先ほど申し上げましたペナルティーで月5万円払っている企業もいらっしゃるというこ

平成 25 年 9 月定例会
一般質問

新実祥悟

となのですが、結果としてこの基金が膨れ上がっているというような話も聞きます。補助のほうを国も考えてくれるのではないかなというように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。